（予防接種実施規則の一部改正）

**第二条**　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第十三章　（略） | 第一章～第十三章　（略） |
| 第十四章　帯状疱疹の予防接種（第二十五条） | （新設） |
| 附則 | 附則 |
| **第十四章**　帯状疱疹の予防接種 | （新設） |
| （接種の方法） | |
| **第二十五条**　帯状疱疹の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 | （新設） |
| 一　乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法 | |
| 二　乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを二月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法） | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○農林水産省経済産業省令第三号**

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

農林水産大臣　江藤　拓

経済産業大臣　武藤　容治